

議員提出第1号

第33次地方制度調査会の「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」における国による補充的指示権の創設に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

令和6年（2024年）2月29日 提出

提出者 狛江市議会議員 高木 さとこ
小 木 哲 朗
ひらい 里 美
岡 村 し ん
西 村 あつ子

狛江市議会議長
谷田部 一 之 様

（提出理由）

第 33 次地方制度調査会の「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」における国による補充的指示権の創設に関する意見書

国は、現在開会中の通常国会において、大規模な災害、感染症のまん延など国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例として、国が地方公共団体に対し、その事務処理について国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示ができることとする地方自治法改正案を提出するとされている。

現行制度では、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）等の個別法に規定があれば、国による指示権の行使が可能となっており、地方公共団体への「是正の指示」などができる仕組みとなっている。

一方、今回の改正案では、いわゆる「非平時」の国の関与を強める一般のルールの法制化を行い、現行法制ではカバーできない事態に対処することであるが、どのような事態を想定しているのか具体的に示されていないことから、例えば有事の際に国の指揮下に置かれる可能性があり、地方議会を含む地方公共団体にも大きく影響が及ぶ。

また、2000 年の第一次地方分権改革により、国と地方は上下・主従関係ではなく対等・協力関係となっており、地方自治法では、国の関与は必要最小限とし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならないとしている。

特に自然災害においては、各地域で事情は異なるので、地方の自主性・自立性が尊重されることで住民の生命・身体又は財産を迅速に守ることが約束されると言える。

今回の改正案は、地方自治の自主性・自立性に反しており、地方分権・地方自治の後退につながるおそれがある。

よって、狛江市議会は政府等に対し、国の補充的な指示を可能とする地方自治法改正については、全国知事会の提言等も踏まえ、十分な議論を尽くすことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年（2024 年）3 月 25 日

東京都狛江市議会
令和 6 年 3 月 25 日原案否決

内閣総理大臣
総務大臣
内閣府特命担当
大臣（地方分権
改革担当）
衆議院議長
参議院議長

様